

**新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口**  
以下の情報は、7月9日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

**一般的な相談窓口**

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

**厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」**

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

**フリーダイヤル ☎0120-565-653**

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

\*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

**都「新型コロナコールセンター」**

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

**ナビダイヤル ☎0570-550-571**

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

**聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396**

相談票に記入のうえ、送信(右のコードを読み取ることで相談票の出力画面に接続可)



**発熱などの症状がある方の相談先**

**かかりつけ医がいる場合**

**必ず電話で**日頃受診している医療機関にご相談ください。

**かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合**

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

**東京都発熱相談センター ☎5320-4592**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

**墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443**

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可

\*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり

\*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可(右下のコードを読み取ることでも接続可)

**後遺症にお悩みの方の相談先**

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

**墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443**

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

**[問合せ]保健予防課感染症係 ☎5608-6191** \*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)



**一部会場の新規予約を休止します  
新型コロナワクチン接種会場**

ファイザー社製ワクチンの供給量が減少していることから、以下の集団接種会場の7月26日(月)以降の新規受け付けを休止します。なお、7月25日(日)までに以下の会場で1回目の接種を受けた方は、同会場で2回目の接種が可能です。

**■新規予約を一時休止する接種会場**

会場名	所在地
みどりコミュニティセンター	緑3-7-3
立花体育館	立花1-25-10
旧隅田小学校	墨田5-49-5

**[問合せ]墨田区新型コロナワクチン接種問い合わせダイヤル(コールセンター)**

**☎6734-0307**または  
**☎0570-018-555**

午前8時半～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日を含む)

**ワクチン接種を受けた方で海外渡航予定の方へ  
新型コロナワクチン接種証明書**

ワクチン接種を受けた方のうち、海外渡航を予定している方を対象に、以下のとおり、7月26日から接種証明書の申請を郵送で受け付けます。



**[対象]** ワクチン接種日時点で墨田区に住民登録があり、海外渡航を予定している方(海外渡航以外で証明が必要な場合は接種時に発行している接種済証または接種記録書をご活用ください)**[費用]** 無料**[申込み]** 必要事項を記載した交付申請書、旅券(パスポート)の写し、接種済証または接種記録書の写し(紛失した場合は、免許証の写し等、本人確認書類)、返信用封筒(返送先住所・宛名を記載し、84円切手を貼付)を、郵送で〒130-8640新型コロナウイルス予防接種調整担当へ \*必要書類等の詳細は区ホームページを参照



コード

**[問合せ]** ▶申請について=墨田区新型コロナワクチン接種問い合わせダイヤル(コールセンター)☎6734-0307 ▶制度全般について=厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター☎0120-761-770

**墨田区国民健康保険または、75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ  
新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給**

**墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度**の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

**[対象]** 次の**全ての要件**を満たす方 ▶墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶給与等の支払いを受けている被用者である ▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**[支給期間]** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**[支給額]** 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 \*上限あり**[適用期間]** 令和2年1月1日～3年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

支給には申請が必要です。

支給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

**墨田区国民健康保険の被保険者の問合せ**

国保年金課こくほ給付係  
☎5608-6123

**75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の問合せ**

広域連合お問合せセンター  
☎0570-086-519・FAX0570-086-075  
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

**ご注意ください**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

**現況届の提出をお忘れなく  
児童扶養手当**

児童扶養手当を受給している方に、7月下旬に「現況届」をお送りします。また、児童扶養手当の受給開始から5年が経過する等の要件に該当する方には、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を事前にお送りしていますので、提出がまだの方は併せて期限までにご提出ください。なお、郵送で提出する場合は、同封の返信用封筒をご利用ください。窓口での提出を希望する方は、下記の受け付け期間にご来庁ください。来庁に当たっては、手洗いやせきエチケットを心掛け、発熱等の症状がある方は来庁をお控えください。

**[受け付け期間/会場]** 8月6日(金)～13日(金)の ▶午前9時～11時半 ▶午後1時15分～4時半(土・日曜日、祝日を除く) / 区役所会議

室21(2階)**[問合せ]** 子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376

**ご存知ですか  
特別児童扶養手当**

20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を養育している方は、特別児童扶養手当を受給できる場合があります。所得制限等がありますので、対象となる方や請求方法等の詳細は、お問い合わせください。すでに手当を受給している方は、8月初旬に所得状況届(現況届)の用紙をお送りしますので、8月中の提出にご協力ください。

**[手当額(月額)]** 障害の程度が ▶重度の児童=5万2500円 ▶中度の児童=3万4970円**[提出先・問合せ]** 子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-1439

**緊急時や災害時に備えて  
救急医療情報キットの配布**

区では、緊急時や災害時に駆け付けた救急隊が迅速・適切に救急活動を行えるよう、「救急医療情報キット」を配布しています。このキットは、かかりつけ医療機関や服薬内容等の医療情報、緊急連絡先などを記入した情報シートと、保険証の写し等を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫で保管するものです。ぜひ、ご活用ください。

**[対象]** 健康に不安を抱えている方**[費用]** 無料**[配布場所]** 区内の薬局 \*薬局の一覧は区ホームページを参照**[問合せ]** 保健計画課健康推進担当 ☎5608-1305

